

## 第 16 号 議 案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第 3 条 この条例により職員に支給される給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地勤務手当（第12条の6の規定による手当を含む。次条において同じ。）、<u>単身赴任手当、在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第 4 条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 3 条 この条例により職員に支給される給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地勤務手当（第12条の6の規定による手当を含む。次条において同じ。）、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、産業教育手当、<u>定時制通信教育手当</u>、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第 4 条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地</p>

勤務手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。

(通勤手当)

第12条の4 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第12条の8第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ケ 略

(3) 略

3～7 略

（在宅勤務等手当）

第12条の8 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項

勤務手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。

(通勤手当)

第12条の4 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ケ 略

(3) 略

3～7 略

は、人事委員会規則で定める。

(市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和32年長崎県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、へき地手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当(学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。)、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条の4 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第10条の8第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。))<u>にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</u></p> <p>ア～ケ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、へき地手当、単身赴任手当、時間外勤務手当(学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。)、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条の4 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、<u>支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</u>)</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>(3) 略</p>

<p>3～7 略</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p>第10条の8 <u>住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>	<p>3～7 略</p>
---	--------------

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 現業職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p>第4条の7 <u>在宅勤務等手当は、住居その他において、正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた現業職員に対して支給する。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 現業職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。</p>

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年長崎県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対し賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について賠償責任を免れるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から<u>法第243条の2の7第1項</u>の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当又は在宅勤務等手当</u>が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(2) 地方警務官 国から知事等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対し賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について賠償責任を免れるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から<u>法第243条の2第1項</u>の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当<u>又は単身赴任手当</u>が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(2) 地方警務官 国から知事等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一</p>

<p>般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当又は在宅勤務等手当</u>が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令第173条第1項第2号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア及びイ 略</p>	<p>般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は<u>単身赴任手当</u>が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令第173条第1項第2号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア及びイ 略</p>
--	--

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年長崎県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 職員給与条例第21条第1項、市町村立学校職員給与条例第17条第1項又は現業職員給与条例第10条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間があるものには、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 職員給与条例第21条第1項、市町村立学校職員給与条例第17条第1項又は現業職員給与条例第10条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間があるものには、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（提案理由）

地方自治法の一部改正及び国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、在宅勤務等手当を新設するほか、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。